

令和3年7月1日

保護者各位

大田区教育委員会

夏季休暇等取得推進日の設定についてのお知らせ

日頃より、本区の教育活動に御理解、御協力をいただきましてありがとうございます。

現在、日本全体で働き方改革が求められています。過去の東京都の調査でも、いわゆる過労死ラインを超える状況にある教員が相当数に上るなど、学校の長時間労働の実態が明らかになっています。

こうした状況は、教員の心身の健康維持という面だけでなく、教育の質を確保するという面からも見過ごせないものと考えています。教員は毎日元気に子どもたちに接し、一人一人にしっかりと目を配り、もてる力の全てをそこに傾けていく必要があります。このため、授業準備等を十分に行える環境を確保することは、学校教育において、とても大切なことです。

このような中、「働き方改革」の一環として、研修等を設定しない期間を設定し、教員が夏季休暇等を取得しやすい体制を構築しています。保護者の皆様におかれましては、何卒、本事業の趣旨を御理解いただき、御協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 目的 「働き方改革」の一環として、研修等を設定しない期間を設定し、教員が夏季休暇等を取得しやすい体制を構築する。

2 実施日 令和3年8月6日（金）から8月17日（火）まで

3 対象者 区立小・中学校に勤務する全教員

4 その他

- (1) 本期間中は、原則として教員は勤務いたしません。学校への連絡は期間外でお願いいたします。
- (2) 地域への施設開放は、通常どおりです。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に関する御相談は、以下にお問い合わせください。
 - ① 御自身の症状に不安のある方
【大田区保健所感染症対策課】03-5744-1729
 - ② 症状がある、感染が疑われる方
【大田区相談センター】 03-5744-1360

〈お問い合わせ先〉

大田区教育委員会指導課

電話 03（5744）1435